

教育子ども委員会

(子ども家庭局)

令和3年6月18日

BE KOBE

**令和4年度
国家予算に対する提案・要望
(子ども家庭局関係分)**



神戸市

III. 市民生活を守るための取組みの推進

»厚生労働省

1) 市民生活の維持に対する支援の拡充

○ 生活に困っている世帯に対する迅速な支援の実施

- ・ひとり親世帯をはじめとした困窮子育て世帯への支援の充実を図ること

○ 保育所等における児童の安全確保のための財政支援の拡充

- ・保育所等の安定的な施設運営を確保するため、新型コロナウイルス感染症による影響を除いた通常の状態に基づく公定価格の算定を継続すること
- ・休園や市からの登園回避の要請に基づく欠席等に伴う利用者負担額の日割り減免による市の負担増分等に対し、継続的な財政措置を行うこと
- ・保育所・学童保育施設等において、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に実施していくため、感染拡大防止対策にかかる支援を拡充するとともに、国負担を引き上げること

(参考)【保育所等における感染拡大防止対策に係る支援(国制度)】

・令和2年度1・2次補正	(施設・事業)	500千円	国10/10
・令和2年度3次補正	(施設)	300~500千円	国:市=1:1
	(事業)	150~500千円	国:県:市=1:1:1

1) こども家庭局 家庭支援調整担当課長 垣内 里美	078-322-5035
こども家庭局 幼保振興課長 小園 大介	078-322-5212
こども家庭局 幼保事業課長 立石 智久	078-322-6855
こども家庭局 こども青少年課長 上田 泰	078-322-5210

VIII-1. 子育て環境の充実

»文部科学省、厚生労働省

1) 持続可能なこども医療費制度の確立

○ 国策としてのこども医療費助成制度の創設

- ・学齢期以降の子どもに対する医療費助成制度がなく、自治体がそれぞれ独自の助成制度を実施していることから、社会保障制度として安定して持続可能な制度とするためにも、全国一律の制度を創設すること

(参考)【神戸市のこども医療費助成制度】

入院：0歳～18歳：無料

外来：0歳～3歳未満：無料

3歳～中3：上限400円/回（1医療機関等あたり・月3回目以降無料）

※入院・外来ともに所得制限なし

2) 教育・保育施設等にかかる利用者負担の軽減

○ 住民税課税世帯の0～2歳児にかかる国基準利用者負担額の引下げ

- ・幼児教育・保育の無償化の対象外となっている住民税課税世帯の0～2歳児の利用者負担額の引下げを行うこと

(参考)【本市における令和3年度の対国基準徴収率】65.4%（所要額：約17億7千万円）

○ 多子世帯の利用者負担軽減にかかる所得要件の撤廃

- ・年収約360万円以上の世帯についても多子計算にかかる年齢制限を撤廃し全ての世帯で扶養順による第2子半額、第3子以降無償化を実現すること

(参考)【多子世帯の利用者負担の軽減制度（第2子半額、第3子以降無償）】

国 制 度：年収360万円未満相当世帯に限り多子計算の年齢制限を撤廃

（年収360万円以上の世帯は、多子計算の同時在園要件あり）

市単独事業：平成28年度より年収520万円以下の世帯において多子計算の年齢制限を撤廃

令和2年9月より、すべての世帯において多子計算の年齢制限を撤廃

3) 保育士等の人材確保に向けた財政支援

○ 保育士等の就業及び定着の促進を図るための処遇改善

- ・質の高い教育・保育を提供するため、保育士等のさらなる処遇改善を行うこと
- ・施設型給付費等にかかる処遇改善等加算Ⅱの研修受講条件の必須化について、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、開始時期の延期や研修方法の多様化等の緩和策を検討すること
- ・「保育士宿舍借り上げ支援事業」の対象に認定こども園に勤務する幼稚園教諭免許のみを有する保育教諭及び幼稚園に勤務する保育士・幼稚園教諭を追加すること

4) 教育・保育施設等の耐震・老朽改修及び整備のための財政支援

○ 保育所等整備交付金等における補助率のさらなる拡充

- ・「新子育て安心プラン」に参加する市町村であること等の要件を満たす場合の国庫補助金の補助率の嵩上げを、耐震・老朽改修について拡充するとともに、定員の増加を伴う整備（創設、増築、増改築）を行う場合については維持すること

1)	こども家庭局 事業推進担当課長 佐々木 宏昌	078-322-0534
2) 3)	こども家庭局 幼保振興課長 小園 大介	078-322-5212
3)	こども家庭局 幼保事業課長 立石 智久	078-322-6855
4)	こども家庭局 整備担当課長 伊勢村 俊祐	078-322-6924

IX-3. 新たな社会福祉施策の展開

»内閣府

2) 孤独・孤立に対する支援

○ 子どもの居場所づくり事業等に対する財政支援の拡充

- ・ 共働きやひとり親家庭等で夜遅くまで一人で過ごすなど課題を抱える子どもたちが安心して過ごせる居場所づくり事業等を推進するため、こども食堂や学習支援の実施団体への支援、コーディネーターの配置に要する費用等にかかる補助基準額の引上げを行うなど、財政支援を拡充すること

(参考)【地域子供の未来応援交付金(子供等支援事業)】(国制度)

- ・ 対象事業：①子供たちと「支援」を結びつける事業
(コーディネーター事業、アウトリーチ事業、子供の居場所づくり 等)
- ②連携体制の整備
- ③研修の実施
- ・ 補助率：1/2 (上限 15,000 千円 (①、②)、上限 3,000 千円 (③))

2) こども家庭局 事業推進担当課長 佐々木 宏昌 _____ 078-322-0534
こども家庭局 こども青少年課長 上田 泰 _____ 078-322-0510

III. 子育て・教育環境の充実

»内閣府、厚生労働省

1) 児童福祉施策の拡充

○ 病児保育事業に対する財政支援の拡充

- ・病児保育事業の安定的な運営の確保のため、賃借料等に対する経常的な財政支援を行うこと
- ・喫緊の課題である保育士確保のため、病児保育室の保育士について保育所等に勤務する保育士同様、処遇改善にかかる財政支援を行うこと

○ 児童養護施設等における障害児加算の創設等、人員配置の充実に対する財政支援の拡充

- ・発達障害児などの支援が困難な児童の受入れを推進するため、障害児加算の創設等人員配置に要する財政支援を拡充すること
- ・虐待を主たる措置理由とする児童に対する長期的ケアを充実させるため、被虐待児受入加算の認定後2年目以降についても加算適用期間とする等、財政支援を拡充すること
- ・栄養士の配置義務のない施設定員40名以下の施設についても配置を義務付けるとともに、財政支援を拡充すること

○ 児童家庭支援センターにおける人員配置に対する財政支援の拡充

- ・国が定める職員配置基準（相談支援担当職員2名及び心理療法等担当職員1名）に対する国庫補助基準額が低く、児童家庭支援センターの設置・運営が困難な状況にあるため、財政支援を拡充すること

○ 自立援助ホームにおける心理士配置に対する財政支援の拡充

- ・心理的側面から入所児童等の自立支援を行うための心理士配置にかかる国庫補助金額が低く常勤職員の配置が困難であるため、常勤職員の配置が可能となるよう財政支援を拡充すること

○ ファミリーホームに対する財政支援の拡充

- ・施設運営の安定化を図るため、入所児童数に応じて算定されている事務費を、定員数に応じた算定方法へ変更すること

- 新・放課後子ども総合プランの推進に対する財政支援の拡充
 - ・地域ボランティア等の地域人材の確保が課題となっているため、人材確保のための処遇改善が行えるよう国庫補助率の引上げを行うこと
- 放課後児童健全育成事業における障害児加算制度の拡充
 - ・職員の継続的な雇用による障害児の受入れ体制を確保するため、対象児童が退会した月末時点で加算の対象外とする現在の算定方法について、年間を通じた算定方法を導入するなど、財政支援を拡充すること
- 児童館の整備に対する財政支援の拡充
 - ・老朽化の進む児童館の大規模改修や建替えに早急に対応するため、施設整備に対する財政支援を拡充すること